大統領行政命令第10582号

1954年12月17日 19 F.R. 8723

改正 大統領行政命令第11051号 1962年11月27日 27 F.R. 9683

改正 大統領行政命令第12148号 1979年７月20日 44 F.R. 43239

改正 大統領行政命令第12608号 1987年11月９日 52 F.R. 34617

バイアメリカン法に基づきある決定のための統一手続

 一般にバイアメリカン法と呼ばれる1933年３月３日の法律及びバイアメリカン法に関する他の法律の執行において、行政機関の長は、合衆国国内において、外国産の産品をこれらの機関によって公共に使用に適切な条件である ⒜国産の産品の価格が不合理である ⒝国産の同種の購入が公共の利益に合致しないことを決定することを求められているので、

 このような決定が統一的に行われることは、望ましく、かつ、公共の利益であるので、

 ここに合衆国大統領の権限に基づき、次のように命令する。

第１条

この行政命令に使用する、⒜「物資」には、物品及び供給品を含み、⒝「行政機関」には、行政関係の省、独立機関及びその他合衆国政府の行政部門の機関を含み⒞「外国原産物資の入札価格」には、入札公告に特定された場所で引渡される当該物資の入札価格で、合衆国到着後に生じる関税及びすべての諸費用を含む。

第２条

⒜　この命令の適用において、当該物資に使用された外国産品の原価が当該物資に使用されたすべての産品の原価の50％以上である場合は、この物資は、外国産品とみす。

⒝　1993年３月３日の法律及びこの命令前文の前段に示された他の諸法律の適用において、国産物資の入札価格が同種の外国原産物資の入札価格の額を超え、⒞の規定により計算された価格差を超える場合は、当該国産物資の入札価格は、不適当と考えられ、又当該物資の買付けは、公共の利益と一致していないものと考えられる。

⒞　関係行政機関は、⒝による価格差の額を次に示す方式のいずれかに基づいてその条件に従い、各場合について決定しなければならない。

⑴　外国原産物資の入札価格の６％を計算して得た額

⑵　合衆国到着後に生じるすべての諸費用及び関税を除いた、外国原産物資の入札価格

の10％を計算して得た額。外国原産物資の入札価格が２万５千ドル以下の場合は、価

格差は、関税のみを除いた当該価格の10％を計算することにより決定する。

第３条

この命令のいずれの規定も次に関しては行政機関の権限又は責任に影響を与えない。

⒜　この命令に規定しない、又は基づかない国家利益のための入札を拒否すること

⒝　1949年連邦財産管理行政法第302条（改正後）、1947年軍需調達法第２条⒝（改正　後）及び1953年中小企業法第202条に従い、すべての調達の適当な部分を小企業にあてること

⒞　当該物資納入に関し最低値をつけた国内供給者が、当該物資のほとんど全部を、労働長官がその作成した適当な法規に従い認定した実質的失業地域において生産することを決定した場合は、大統領により当該地域に政府発注上の優先取り扱いを与えることが国家的利益にかなうと認定した期間の間、外国原産物資の提供にかかわる入札を拒否すること。ただし、この条における規定は、過当に高い入札価格の拒否を妨げないものとする。

⒟　大統領又は連邦緊急事態管理庁長官からこれについて勧告をうけた後、拒否することが絶対的な国家安全保障の利益を守るため必要と考える場合、外国原産物資の入札を拒否すること。この勧告を提出する際、長官は、例外を認めてはならないが、この条に基づく唯一の例外は、一般的にこの条の手続よりも大きな差額の支払いが、国家安全の考慮により正当であることが明らかである場合にのみ認められるものとする。

第４条

各行政機関の長は、その管掌する調達慣行をこの命令の規定に合致させるため必要な規則を制定しなければならない。

第５条

この命令は、ここに記された日付以後締結された契約に対し適用する。国産物資の購入を募集している行政機関の長が、この命令による当該国産物資及び外国原産物資との間の価格差を超えているが不適当でないと決定したとき、又は国産物資の買付けが公共の利益と一致していることを決定したときは、この命令は、適用されない。当該決定が行われる各件についての文書による事実報告は、決定後30日以内に決定を行った当局者により行政管理予算局長官を通じて大統領に提出されなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ドワイト・Ｄ・アイゼンハワー